

# 福井県報

号外第11号  
平成30年  
3月1日(木)  
火・金曜日発行  
1月1800円郵送料共

## 選挙管理委員会告示

### 目次

- 条例の制定または改廃の請求および  
監査の請求のための連署に必要な選  
挙権を有する者の数(二二三)……………1
- 議会の解散の請求、知事の解職の請  
求、副知事、選挙管理委員、監査委  
員または公安委員会の委員の解職の  
請求および教育委員会の委員の解職  
の請求のための連署に必要な選挙権  
を有する者の数(二二四)……………1
- 議会の議員の所属する選挙区におけ  
る解職の請求のための連署に必要な  
選挙権を有する者の数(二二五)……………1

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成30年3月1日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨  
13,056

### 福井県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)以下「法」という。)第76条第4項、第81条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしくは法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成30年3月1日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨  
175,461

### 福井県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成30年3月1日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

選挙区	名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井	市	72,893
敦賀	市	18,268
小浜市三方郡三方上中郡		15,328
大野	市	9,634
勝山	市	6,755
鯖江	市	18,728
あわら	市	8,087
越前市今立郡南条郡		26,027
坂井	市	25,271
吉田	郡	5,213
丹生	郡	6,192
大飯	郡	5,195

平成三十年三月一日印  
平成三十年三月一日発

刷行

発行人  
印刷人

〒九一〇―八五八〇  
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県  
株式会社  
株竹下印刷所

☎三三三二番